奈良県告示第百四十六号

師として、次のとおり指定した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

令和二年七月二十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

月八日	器機能障害)	○番地橿原市四条町八四	附属病院系良県立医科大学	本智之	釜本
月八日	機能障害)	丹治一三〇番地の一	南和広域医療企業	上 伸 介	村 上
月八日	害)器機能障害)	福神八番一吉野郡大淀町大字	センターセンター	石陽介	明石
月八日	害)とのおり、	寺戸一八二ー一) 陰診療所 里滝村国民健康保	本順	中本
指定年月日	診療科目	医療機関の所在地	医療機関の名称	医師の氏名	医